**経営実態の把握方法再検討　介護給付費分科会　「継続課題」巡り議論（2015年7月3日　シルバー新報）**

　社会保障審議会介護給付費分科会（会長＝田中滋慶応大学名誉教授）は6月25日、経営実態調査のあり方や地域区分など今回の改定で宿題となり引き続き検討が必要な項目について議論した。

* ◇　◇　◇

毎回、介護報酬改定の重要なデータになるのが経営実態調査での収支差率だ。不満は大きい。3年に1回、１カ月の収支が調査対象だ。しかも、調査は抽出であり、毎回回答する事業所が異なる。診療報酬では、同一の病院、診療所で改定前後の複数年の収支差を把握している。「医療のように詳しくみていく必要がある」（鈴木邦彦日本医師会常任理事）。

　調査の在り方としては、単月ではなく、１年分の収支差をみる。同一事業所の収支の把握などが論点。また、現在はサービスごとに費用も按分し、収支差をみているが、法人単位での収支差の実態を把握するかも論点として上がった。地域包括報酬を設定する場合に必要となる借入金の状況を把握する必要があるという2つの視点から必要性が指摘されている。

　介護報酬以外の収支による部分の取り扱いでは、有料老人ホームの家賃や管理費などの扱いが論点。現状では一体で収支が把握されているが、切り分けすべきかを検討する。

　大都市部で割高になる人件費分を、上乗せして配分するのが地域区分だ。民間事業者の給与に準拠して定められている国家公務員の地域手当に準じて、上乗せ割合を定めているが、隣接地域でも高い、低いがあり不公平感がくすぶる。

　「隣は3％なのに、うちはゼロ。事業者の参入がないため一般財源を投入して通所介護を確保している」川村文夫・奥多摩町長は強く見直しを求めた。一方、「どこで線を引いても不満は出る。運用の工夫もあり、今の仕組みはよくできている」という指摘もあった。公務員の手当の加算は、実態調査に基づき設定されるが、東京都三鷹市など周辺地域と大きな差がある地域もあり、より広域で設定できるようにすべきではないかという指摘もある。厚労省では、さらに自治体へのヒアリングを行った上で、論点を整理していく考えだ。

　サービスの質の評価は、前年度までの研究成果を踏まえ、アセスメントを統一した上で、収集した情報を分析する方向で、具体案を詰める。

＜介護給付費分科会の資料は、こちらからダウンロードしていただけます＞

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000089683.html>